

平成 24 年 5 月 22 日開会

第 1 回臨時会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
5 月 22 日 (火)	
■ 議長開会の挨拶	4
■ 会議録署名者の指名について	4
■ 町長提案理由の説明	4
■ 議案審議	8
■ 追加議案	21
■ 議長選挙について	22
■ 副議長選挙について	24
■ 常任委員の選任について	25
■ 議会運営委員の選任について	25
■ 特別委員会の設置について	25
■ 特別委員会委員の選任について	27
■ 町長追加提案理由の説明	27
■ 議案審議	27
■ 閉会の挨拶	27

平成 24 年 5 月 22 日 美波町議会第 1 回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1、応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	谷口 和江	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	岩瀬 和夫	保健福祉課長	花木美名子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	今津 秀貴	消防防災課長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	住 民 室 長	藤井 隆司
地域振興室長	小坂 進	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	教 育 次 長	海司 広幸
社会教育課長	鶴木 敏夫	学校教育課長	武田 和幸
教育委員長	原田 村美		

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告】 3 件

報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について

専決第 1 号 旧日和佐高等学校解体工事（第 1 分割）変更請負契約の締結について

報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について

専決第 2 号 旧日和佐高等学校解体工事（第 2 分割）変更請負契約の締結について

報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告について

専決第 3 号 旧日和佐高等学校解体工事（第 3 分割）変更請負契約の締結について

【専決議案】 1 件

議案第 38 号 専決処分報告について

専決第 4 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について

(条例第 11 号)

専決第 5 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(条例第 12 号)

専決第 6 号 平成 23 年度 美波町一般会計補正予算(第 6 号)

専決第 7 号 平成 23 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第 5 号)

専決第 8 号 平成 23 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)

専決第 9 号 平成 23 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

専決第 10 号 平成 23 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算

(第 2 号)

専決第 11 号 平成 23 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

【規約変更議案】 2 件

議案第 39 号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 40 号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

【人事議案】 1 件

議案第 4 1 号 美波町教育委員会委員の任命について

平成24年5月22日（火）

（午前 9時00分）

議

長 おはようございます。本日平成24年第1回美波町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折り、ご出席くださいますようお願いいたします。

ただ今の出席議員は13名です。これより平成24年第1回美波町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。なお会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第1 議会録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議記録署名議員は会議規則第119条の指定により、議長において指名いたします。5番永本議員・6番丸龍議員兩名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

よって会議は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明を議題といたします。本臨時会に提出されております議案は一覧表にありますとおり報告3件及び議案38号から議案第41号まで計7件であります。これを一括して議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長 おはようございます。野山の緑がつややかな色を見せる季節となりました本日、平成24年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本臨時議会でご審議をお願いする議案については、5月15日の議会運営委員会において説明を致しました報告3件及び専決処分報告議案1件、規約変更議案2件、人事議案1件の計4件の議案を提出しているところでございます。

それでは、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を

順次説明申し上げます。

まず、報告第2号から報告第4号までの3件につきましては、「議会の委任による専決処分の報告について」でありまして、旧日和佐高等学校解体工事の第1分割から第3分割までの変更請負契約の締結について、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により委任されている10,000千円以内の変更契約について、平成24年2月29日に専決処分をさせていただいたもので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

旧日和佐高等学校解体工事の第1分割から第3分割までの請負契約の締結については、平成23年10月31日の臨時議会においてご承認を頂いておりますが、主に基礎解体撤去により、跡地が低くなったことによる再生砕石の敷設に伴う追加による変更であります。なお、解体工事は平成24年3月19日に完了いたしております。

報告第2号は、「専決第1号 旧日和佐高等学校解体工事（第1分割）変更請負契約の締結について」でありまして、有限会社亀谷建設と締結した当初契約額42,913,500円を45,559,500円に変更するものであります。追加額は2,646,000円でございます。

報告第3号は、「専決第2号 旧日和佐高等学校解体工事（第2分割）変更請負契約の締結について」でありまして、本田建設有限会社と締結した当初契約額47,029,500円を48,814,500円に変更するものです。追加額は1,785,000円でございます。

報告第4号は、「専決第3号 旧日和佐高等学校解体工事（第3分割）変更請負契約の締結について」でありまして、海部土建協業組合と締結した当初契約額44,913,120円を49,234,500円に変更するものです。追加額は4,321,380円でございます。

次に、議案第38号は「専決処分の承認を求めることについて」でありまして、地方自治法第179条第1項の規定により、条例の一部改正2件、平成23年度一般会計と特別会計5件の計8件を専決処分させていただいておりますので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いするものであります。

まず、専決第4号「美波町税条例の一部を改正する条例の制

定について」であります。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、町税条例を一部改正するものでございます。

平成24年度の税制改正の総括的事項と致しまして、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するための地方税制の改正がなされております。

改正内容の主だったものと致しましては、『土地・住宅税制』における新築住宅の固定資産税の減額措置は2年間延長し、土地の負担調整措置については、原則として、現行の仕組みを3年間延長し、住宅用地の特例についても現行を継続することとされておりますが、住宅用地に係る措置特例につきましては不公平是正の観点から経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止することとされております。

また、東日本大震災の税制上の対応として、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例と住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例措置が追加されております。その他と致しましては、寄付金税額控除の対象について徳島県税条例が一部改正されたことに伴い、町税条例も一部改正を致しております。

専決第5号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法の一部改正する政令が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例を一部改正するものでございます。

改正の主な内容は、東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を附則に追加するものでございます。

専決第6号「平成23年度美波町一般会計補正予算(第6号)」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147,715千円を追加し、総額を5,440,469千円といたしております。歳入については、収入額の決算見込みによる追加及び減額と、歳出については、そのほとんどが事務事業の完了に伴う減額補正であり、追加補正では、基金費が主なものでありまして、財政調整基金費積立金500,000千円を追加いたしております。

専決第7号「平成23年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ123,673千円を減額し、総額を1,299,982千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、歳出の主なものは、一般被保険者・退職被保険者を併せた療養諸費で87,880千円、高額療養費で13,186千円、後期高齢者支援金で12,810千円、共同事業拠出金で42,605千円をそれぞれ減額しております。平成23年度も一般会計からの繰入なしで決算できることとなり、予備費に34,775千円を追加いたしております。

専決第8号「平成23年度 美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,500千円を減額し、総額を21,206千円といたしております。事務事業完了等による調整予算でありまして、主に下水道管理費の減額であります。

専決第9号「平成23年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,513千円を減額し、総額を133,556千円といたしております。事務事業完了等による調整予算でありまして、主に公課費及び償還金利子の減額であります。

専決第10号「平成23年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ893千円を減額し、総額を36,878千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でございます。

専決第11号「平成23年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222千円を追加し、総額を117,475千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、役務費（通信運搬費）の追加であります。

次に、議案第39号「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について」であります。一部事務組合の規約変更には、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議が必要であり、この協議については同法第290条の規定により議会の議決を経ることになっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容は、徳島県市町村総合事務組合を組織する「美馬食肉センター組合」が解散し、組織する地方公共団体の数が減少したことに伴う規約の変更でございます。

次に、議案第40号「徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」であります。広域連合の規約の変更には、地方自治法第291条の3第3項の規定により関係地方公共団体の協議が必要であり、この協議については地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経ることになっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容は、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う規約の変更でございます。

最後に、議案第41号「美波町教育委員会委員の任命について」は、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て教育委員会委員を任命するものでございます。平成24年5月29日をもって、勝瀬美幸委員が4年間の任期を終えられることから、後任となります教育委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

議

長

町長提案理由の説明が終わりました。

日程第4 報告第2号から報告第4号までの議会の委任による専決処分の報告について、計3件を一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

報告第2号から第4号までの議会の委任による専決処分の報告について、3件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長

議

長

(報告第2号から報告第4号までの説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議員

この件につきましては先日開催されました議会運営委員会で説明を受けましたが、聞けば聞くほど疑問がわき、理解に苦しむ間が否めない。昨日変更と変更前の工事請負書を見せていただきました。変更については内容がどのように変わって、金額

がどのように変わったのか、また変更のきっかけ・原因及び理由はなんなのかということをお聞かせしてもらいたいと思います。

そういうことでまず1点目としましては、最初の契約書の仕様書で第1分割では本館棟解体工事として名称埋め戻しB種、適用は発生土っていうのかな、数量は315、単位は m^3 とあります。次に昇降口棟及び取り合い廊下解体工事では、埋め戻しB種175 m^3 とあります。以下第2分割では特別教室棟解体工事・プロパン庫解体工事・自転車置場解体工事・キュービクル解体工事、第3分割では体育館解体工事・渡り廊下1解体工事・渡り廊下2解体工事・校内宿泊訓練棟解体工事・格技場解体工事・プール附属棟及びプール解体工事・体育部室解体工事・倉庫解体工事・便所解体工事の中にも埋め戻しが明記されていますが、これは解体後埋め戻し整地するとそう理解していいのか。

2つ目は変更請負契約書には第1分割では、本館棟解体工事で埋め戻し315 m^3 が0 m^3 に変更されています。以下さきほど申しました解体工事の埋め戻しに変更されていますが、これは埋め戻しをしないと理解していいのか。

3つ目については変更請負書で、第1分割では変更概要として空調機冷媒回収処理10台・樹木伐採処理2本・敷地整地2,490 m^2 、第2分割では付近住民の要望により仮設工を追加としてキャストゲート・シート要請1ヶ所・仮囲い単管用製足場3 m^2 ・交通整理員90人追加・理科室薬品処分費追加一式・敷地整地1,730 m^2 、第3分割では埋め戻し土を再生クラッシュ辺に変更・アスファルト舗装撤去を一部中止・敷地整地6,580 m^2 とありますが、この金額をどのようにこの金額がどのように変りどうなったのか、またその変更のきっかけ原因・理由はなんなのかをお聞かせを願いたいと思います。よろしく願いします。

議 長 総務課長

総務企画課長

変更理由でございますけれども、まず交通整理員の件でございますけれども、交通整理員につきましては今回3分割に分けて発注いたしておりましたので、整理員をどの分割で持たせるかっていうことで発注後に協議して決めるということで、交通整理員については追加契約とさせていただいております。それから空調の冷媒の回収処理につきましてはオゾンガスの回収を実施して処理するものでありましてより、業者から指摘があつて確認したところ計上漏れということで追加いたしております。それから樹木の伐採処理につきましては周辺住民により日

照の関係及び枯れ松等がございましたので伐採の要望があり伐採いたしております。それから工事期間中におきましては振動・騒音っていうのは細かく調査をいたしまして実施はいたしましたけれども、やはり周辺住民からの粉塵でありますとかそういった苦情といいますか要望がございまして、その粉塵とかの予防のためにその仮設工の防御するものを付けさせていただきまして、その飛散を防ぐものとして付けさしてもらっております。それから敷地整地につきましては、当初発生土とかで整地っていうところもありましたけれども、先ほど申し上げましたけれども粉塵とかの飛散防止のためもありまして、再生採石で埋め戻しというようなかたちをとらせていただきまして、周辺住民に考慮した整地をさせていただいております。ですから発生土で処理するべきところ、それからこうりゅう土等で整地するところにつきましても再生採石で整地させていただいております。アスファルト舗装につきましては一部利用できるというところがございましたので、その分については残させていただいているというような状況でございます。

議 長 小休します。
(小休中)

議 長 再開します。
総務企画課長 理科室の薬品処分につきましては第2分割で変更しておりますけれども、理科室から発生した分で約3万円程度の見積もりを取っていただきまして処分をいたしております。以上です。

議 長 北山議員
7 番 議 員 埋め戻しの件、整地については今先ほど総務課長は粉塵関係によりというようなそういうような話があったんですが、いろんなところで聞くところはっきりした理由っていうんが出てこずに、昨日も聞いた中では前の計画しとったんは高いんだというようなそういうような話があったり、低いからやったっていう理由も先ほど出たと思うんですが、はっきりした契約、最初の契約書を作る段階でどのように計画を立てていたんかいうんがやっぱりこうぜんぜん見えてこないようなかたちで、先度ほの金額についても埋め戻しのんを辞めて再生採石でやるというんであればどのぐらいの金額になるんか、そこらの内容についてもやはりこう教えていただかなければこの変更が、変更するというこう理由が見えてこないんで、そこらのところ再度答弁願えたらと思います。

議 長 総務課長

総務企画課長 敷地整地につきましては解体、建物の基礎等ございますので深い基礎があったり、それほどないところもございますので、そういった基礎を撤去したあとのくぼみ等についてはもちろんある程度発生土で敷均していく計画ではございました。ただ予想以上のその低下、整地によります敷地の低くなったことによりましてそれをある程度一定の高さに整地するっていうことで、それに加えて飛散防止も含めて再生採石で今回敷き慣らしをさしていただいたということでございます。

議長 北山議員
7番議員 今回の答弁では目算誤りだったというような感じの答弁だったと思うんですが、やはり今後変更については報告でいいんだからっていうようなかたちでなしに、私らも議員っていうんは議案の内容、どういうことをやるのかっていうんを充分把握した上で審議をしなければならないと思います。それが住民から付託を受けて、受けた議員の務めでありそれが職責だと考えますんで、今後こういう議案の提出するときには契約、請負契約書を議会の方に提出していただいて、議員が充分その内容が把握できるように努力できる配慮をしていただきたいと思いますんでよろしく願いをいたします。

議長 他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
「討論なし」と認めます。

報告第2号・第3号・第4号議会に委任された専決処分の報告について専決第1号 日和佐旧高等学校解体工事（第1分割）変更請負契約の締結について、専決第2号 旧日和佐高等学校解体工事（第2分割）変更請負契約の締結について、専決第3号 旧日和佐高等学校解体工事（第3分割）変更請負契約の締結について計3件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

本案は原案のとおり承認いたします。

専決第1号から第3号まで計3件は原案のとおり承認されました。

日程第5 第38号専決処分の報告について、専決第4号から第11号まで計8件を一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（異議なし）

の説明のときに退職被保険者等診療報酬の負担金、これについては平成23年度中に2回補正しているという分かりやすい説明であったんですが、昨日の委員会でもでておったように退職者の療養費が上がったというような話があったんで、この中身もう少しちょっと詳しく教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

それでは私の方からは一般会計予算の専決分の子宮頸がん等ワクチン接種委託料の減額ということでございますが、この本来子宮頸がんワクチンの摂取については任意接種となっております。それで子宮頸がんについては中学校1年生から高校1年生まで、ヒブワクチンについては0歳・5歳、小児用肺炎球菌ワクチンについても0歳から5歳というふうになっておりますが、まだまだ任意接種ということで希望者のみの接種にしたための減額となっております。

議 長

小休します。
(小休中)

議 長

再開します。
防災課長

消防防災課長

失礼します。私の方からは災害対策費の委託料、測量委託料の件についてご説明させていただきます。この件につきましては12月補正で海拔高の測量業務の1,000千円計上いただきました。その件につきましてこれを未執行にさせていただいております。そして3月補正で高度計を3個購入させていただいてまして、それで高度を図りまして今海拔のシールを今職員ならびに自主防の方々、消防団員の方々に貼っていただいている最中でございます。以上です。

議 長
建設課長

建設課長

34ページの県営事業負担金10,219千円の減額の方でございますが、これ全体の事業費が今県がいくらになったかという資料は今持ち合わせておりませんが、それと15%負担のですね局部改良事業から負担金0の緊急地方道路に事業自体が振り変わったということもございまして、減額になってございます。以上でございます。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

国民健康保険特別会計の方のご説明をさせていただきます。まず歳入の療養給付費交付金で退職者医療増による交付金というようなご説明をさせていただいておりますがそのとおりで、

国民健康保険の被保険者には一般被保険者と退職者被保険者というふうな資格区分を設けておりまして、退職者被保険者に関しては国県の補助金じゃなしに社会保険診療報酬支払基金というところから療養給付費交付金というのをいただいたうえで保険料とたしての医療費をこの交付金と保険料とで財源となって運用しているものでございますので、これについては退職者の医療費分の療養給付費交付金でございます。歳出の方での退職者被保険者と療養費については先ほど簡単に説明はさせていただいておりますが、平成22年度末に退職者振替ってというふうな事務処理をしております。一般被保険者であって国保に加入した段階で年金等を受給されてなかった方が、退職被保険者というのは会社等を退職しまして社会保険厚生年金等に20年以上加入された方が対象となるんですが、そういう方が退職してから国民健康保険に入られて年金を受給される前は一般被保険者というような区分になっております。それを退職被保険者に振り返ることによりまして退職被保険者、本来財源である支払基金からの交付金をいただけるということで、それを振る方が国保の適正化、医療費の適正化に繋がるということで平成22年度末に退職者振替制度を行いまして70人の方を一般被保険者から退職被保険者に振り替えております。また平成22年度の決算では51,074,995の診療報酬でございましたが、23年度においては見込みとして70,063,923円の診療報酬がある見込みとなっております。これについては18,000千円ぐらいの増となっておりますが、高度疾患・循環器系の疾患にかかった方がおられたことにより増額になったものでございます。

それと先ほどのヒブワクチンの子宮頸がんワクチンの接種の人数等が分かりますので申上げておきます。年度当初にですね子宮頸がんについては145人の方が対象となる見込みでしたが受診された方が60人、ヒブワクチンにつちえは179人の方が対象でしたが35人、また肺炎球菌ワクチンについては179人の方でしたが33人の実施となりましたことにより減額となっております。

議 長 他にございませんか。

向山議員

8 番 議 員 私の方からは3点お願いしたいと思います。まず専決6号の一般会計補正予算22ページ、寄付金のところで教育費寄付金が110万円上がっております。この内容を使途指定なのかど

うなのかと、どういう方がもし差し支えなければお願いしたいのと、その使い道について予算に上がってないような感じがしますのでどういう方向なのかというのが1点と、それから同じく専決6号の一般会計予算30ページ、光をそそぐ交付金事業これが補正前の額から約4割ほど減額されております。当初予算だったでしょうかね、専門的な特殊な方が必要で非常に確保が難しいという説明があったかのように思いますけども、今年の事業がですね予定通りっていうんですか達成できておるのか、これまた減額分をなんか基金に積み立てておるようですが、そのあたりを説明いただきたいと思います。それから専決第10号の阿部診療所の特別会計補正予算で繰入金200万円減額されておりますが、これ一般会計の方でどこで減額されておるのかちょっと教えていただきたいと思います。以上3点ほどよろしくお願いいたします。

議 長
教 育 次 長

教育次長

私の方からは向山議員さんの1点目の教育費寄付金についてご説明をさせていただきます。110万円の寄付の内訳でございますが2名の方からいただいております。2名とも元教員の方でもう故人となられておりますが、赤松地区の宮原清春氏と阿部の山中彌氏でございます。それぞれその使い道でございますが、使い道につきましては同じく専決第6号の36ページの事務局費でございますが、この中の消耗品費150万円とございますがこれに使っております。内容につきましては町内の児童・生徒それから教員の防災ヘルメットを購入いたしました。個数については725個でございます。予備も含めてでございます。以上でございます。

議 長
保 健 福 祉 課 長

保健福祉課長

それでは私の方からは2点目の光をそそぐ交付金事業の減額についてご説明いたします。この光をそそぐ交付金事業については国の緊急総合経済対策の趣旨に伴い光が十分に当てられてなかった分野、DV対策ですとか児童虐待・自殺予防対策の事業を行うための交付金でございます。平成23年度中については本来専門職臨床心理士等の雇用をしたかったわけですがなかなか人事が見つからず不執行となったものでございます。しかし交付金については24年度で最終年度ということで執行することにしておりますので、現在4月より職員臨床心理士を採用し事業をしているところでございます。説明を終わります。

議 長

小休します。

(小休中)

議長 再開します。
総務課長

総務企画課長 国民健康保険阿部診療所特別会計の一般会計繰入金200万円の減額分でございますけれども、専決第6号一般会計の方の26ページでございましてけれども、総務管理費の一般管理費の繰出金200万円減額、こちらと対比していただけたらと思います。以上です。

議長 向山議員
8番議員 繰出しについては失礼致しました。私のこう探すのができなかったということで。それで光をそそぐ交付金についてはですね、当初予算だったと思いますけどやはりそういうことがあるんで充分ですね、事業については成果の上がるようということでお願いしてあったので24年度はお願いしたいと、よろしくお願いしたいと思います。先般もですね、徳島県内の自殺者がかなり増えておるといふことでもありますので、我が町からそういうことのないように努力をお願いして私の質問を終わります。

議長 永本議員
5番議員 2点お聞きしたいと思います。第6号歳出5ページ、1点目は総務課長に2点目については町長にお聞きしたいと思えます。歳出減額の突出しておりますのが民生費と衛生費。とりわけ社会福祉費で1億1千、それから児童福祉費で32,900千円、それから保健衛生費が25,000千円、清掃費が55,000千円減額されておりますが、これはどういう理由でされたのか。それから2点目につきましては歳入の2ページ、歳入2ページの交付税、地方交付税。これが30億、3,254,988千円これがですね、町長にお聞きしますが約59%ということで徳島新聞でずっと連載されておりましたああ町の財政の中で徳島県かでトップになっておりますがね、これはいいことなのか悪いことなのか喜ぶべきか悲しむべきか、そのあたりをお聞きしたいのでよろしくお願いたします。

議長 町長
町長 それでは2点いただきまして、まず前段ですけれども町の財政につきましては議員の皆様方ご存知のようにそんなにどういふんですかね、順調にいつているっていうような感覚ではなくて、厳しいといつも思っております。それは地方交付税が財政に占めるいわゆる歳入に占める割合が50%を占めていると

というようなところがございます。その中で合併後集中改革プランでありますとか、町財政を推進した結果今現在は経常収支比率につきましても80%を下回るところまでできておりますし、実質公債費比率につきましても10%を下回るところにきています。それから合併全にありましていわゆる町の借金につきましても6年経過いたしまして約10億円減っております。また反対に貯金であります基金につきましては約10億円プラスになっているということでいわゆる行財政改革でありますとか、事業を厳選して予算を編成しているというようなところでここ6年間で効果があらわれてきたのかなあと思っております。まず今回の補正約2億円の地方交付税が増えておりますが、これはある意味うれしい誤算でございまして、去年の3月11日の東北の大震災を受けましてこの特別交付税というのは多分東北の方にほとんどいくであろうというようなことで平成23年度の当初予算を組むときには特別交付税は今年は多分減額になるというようなことで厳しく見積もりをいたしておりましたところ、最終的にはこのようなかたちで特別交付税を美波町に割当てていただけたというようなことで喜んでおります。ですからこのことにつきましては素直にどういうんですかね、当初は東北に行くと思われていた特別交付税が徳島県にも交付されたというようなことで喜んでおるところでございませう。それから前段今回の補正につきましては減額が非常に多いというようなことで申されておる内容につきましては先ほど総務課長が語る説明させていただいたとおりでございませうけれども、大きなものとしたしましては1つは先ほどありました国保会計への繰り出し、これは当初予算で予算が組めないということで8千万円を計上しておりましたけれども、23年度運営が終わりましたら国保会計につきましては一般会計からの繰出しはせずともいけたというようなことでありますとか、それから衛生組合に対するし尿・ごみの負担金、これにつきましても年度終わったところ約5千万余のお金が減額というふうになったことがございます。それから後は先ほど質問にも出ていましたように漁業集落配水でありますとか公共下水につきましても同じく繰出が両方合わせまして1千万円強の減額でありましたり、それから道路橋梁先ほど県営事業の負担金の話もございましたけれども、そういったもろもろが減ったというようなことで、まず歳入が2億ほど増えて歳出が約一般財源ベースで3億円減ったということで、そのお金を後年度大きい事業を抱えていま

すので財政調整基金に積立をさせていただいたというようなどころであります。

議長 永本議員
5 番 議員 質問ではないんですが、50%ではなくってですね59%と思います。もう1回調べてください。終わります。

議長 寺下議員
1 1 番 議員 専決第6号の一般会計補正予算の30ページ先ほど北山議員からもあったのでちょっと関連になるかも知れないんですけども、子宮頸がんの、子宮頸がんに関して現在中1から高1が対象になっていると思うんですが、それは今後対象を広げるといようなことは考えられていないのかをお伺いしたいのと、36ページ先ほどもありました測量の委託料、災害対策費の100万円の減額ですが、先ほど防災課長の説明ではほの3月に高度計の分が補正でして、それをシールとかを貼っていているという話だったんですが、最初のこの測量に関しては100ポイントを精密な、正確な海拔を図る方法をとりたいということとそれをその後町の資料として活用していきたいという話があったんですけど、それは今後されないのかっていうところをお伺いしたいのと、専決第8号の漁集についてですが、6ページの加入の補助金とか接続の補助金が20件分減額になっているんですが、供用開始して1年が経って接続するところは、入られる人は入られてると思うんですが今後それが増える見込みはあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

議長 保健福祉課長
保健福祉課長 それでは寺下議員の第1点目の質問で子宮頸がんワクチン接種の接種対象者の拡大ということでございますが、今後国の動向等方針等を確認の上、検討したいと思います。以上です。

議長 防災課長
消防防災課長 測量の件でございますが、先般ですね徳島新聞の方に掲載されたと思うんですが、県の方で標高をGPSで測っていただけるとい新聞報道があったと思うんですが、美波町でも73箇所こちらの方で、県の方で測っていただけるといことになっています。それにつきましては今避難地・避難場所・避難路整備しております。それと防災倉庫も新設とか移転をしております。その辺の新しい避難場所等につきましては県の方で標高を測っていただきますのでそれを見てそれからもし、それでまだちょっと足りないということがあれば今後検討していきたいと思っております。以上です。

議 長 建設課長
建設課長 漁集の最後のページ6ページの加入見込み、今後の増える見込みがあるかどうかということでしょう。これにつきましては合併時のですね人口が当時は279人ぐらいおったんですね。ほれが現在228人ですかね、それで50人ぐらい減ってきていると、亡くなっている方が50人ぐらいおるんです。当時は93%ぐらいの調査したときに加入見込みがございました。それが現在78%ぐらいで加入。1年目の終了時点で78%ぐらいの加入になってございます。それからしますと後増えても数%ぐらいの増えるぐらいのかんじかなあというところで、当初見込みの93%ぐらいにはなかなか難しいんと違うんかなあということを考えております。以上でございます。

議 長 山本議員
14番議員 専決10号の阿部診療所特別会計予算について、医薬材料費として220万減額になっておりますが、これは阿部診療所材料費医薬品材料は単独購入となっておるのかということ。美波町病院、日和佐・由岐病院と比較して材料費の単価はどのようになっているのか、高いのか低いのかという点をはじめにお聞きしたいと思います。

議 長 小休します。
(小休中)

議 長 再開します。
住民室長

住民室長 阿部診療所につきましては単独購入になっております。
14番議員 単価は分からないことだろと思いますが、今後病院事業の中で由岐病院、以前にもほういうような材料、医薬品代を共同購入を間がえていかないかんというようにいよったんですけどできてない面もあるんで、これ以前にも報道でもいわれておりましたようにやはりコスト削減に取り組んでいくのであればほういうやっぱり意識の共有を持って取り組んでいかなんだらこれただに単価の3つの病院と診療所で共同購入もできてないやいうんではなかなか赤字じゃ赤字じゃいうんはやっぱり解消していく意識が薄いと思いますが、ほの辺のことをちょっと町長でもええけんとお聞きします。

議 長 病院事務長
由岐病院事務長 共同購入の件でございますけど、薬事法で共同で買うことはできません。潰しあいとか個々に施設ごとを買うことになります。単価をあわすことは可能かと考えております。

議 長
1 4 番 議 員
議 長

山本議員

やっぱりほういう努力は必要やと思います。

他にございませんか。これで質疑を終わります。

専決第4号美波町税条例の一部を改正する条例の制定について(条例11号)、専決第5号美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(条例12号)、専決第6号平成23年度美波町一般会計補正予算(第6号)、専決第7号平成23年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)、専決第8号平成23年度美波町漁業排水事業特別会計補正予算(第2号)、専決第9号平成23年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、専決第10号平成23年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第2号)、専決第11号平成23年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)計8件を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。専決第4号から11号まで計8件は原案のとおり承認されました。

小休します。

(時に 12時00分)

(小休中)

(時に 13時00分)

議 長

休憩前に引続き再開します。

日程第6 議案第39号徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長
議 長

(議案第39号の説明をする)

当局の説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか、これで質疑を終わります。

これから議案第39号徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。よって議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

(議案第40号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか、これで質疑を終わります。

これから議案第40号徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案41号美波町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長
議

(議案第41号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。質疑もないようなので、これで質疑を終わります。

これから議案第41号美波町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

議事の都合により小休します。

(小休中)

副 議 長

小休前に引続き再開します。

川尻議長から辞職願いが提出されています。

お諮りします。これを日程に追加し追加日程第1として議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。また日程の順次を変更し先に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長辞職に件を議題とします。地方自治法第117条の規定によって川尻議長の退場を求めます。

議長の辞職願を朗読します。

「美波町議会副議長 岩瀬功殿 辞職願 この度一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。平成24年5月22日 美波町議会議長 川尻竹藏」以上でございます。

現議長からの辞職願が出ておりますのでこれを受理するかどうか皆様に採決をお願いしたいと思っておりますので、賛成される方はご起立をお願いしたいと思います。

お諮りします。川尻議長の辞職の許可をすることに賛成の方は起立をお願いします。

起立多数です。したがって川尻議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小休いたします。

(小休中)

副 議 長

再開します。

ただ今議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長選挙を行います。選挙は投票で行うことにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

小休します。

(小休中)

副 議 長

再開します。

選挙は投票で行い、議場の出入口を閉めます。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人について舛田議員・向山議員のを指名します。

投票用紙を配ります。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

「配布もれなし」と認めます。

投票箱を点検します。

「以上なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。2番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。舛田議員及び向山議員、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票票数13票、有効投票数13票、無効票0票です。有効投票のうち

坂口議員 5票

江本議員 4票

川尻議員 2票

北山議員 1票

永本議員 1票

以上のとおりです。この選挙の法定投票数は4票です。したがって坂口議員が当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今議長に当選されました坂口議員が議場におられますので、会議規則32条第2項の規定による通告をいたします。

議員の発言を求めます。

10番議員 この度皆さんにご指名いただきました坂口です。皆さんのご期待に沿うよう一生懸命頑張りますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

副議長 議長、議長席にお着席お願いいたします。

小休します。

(小休中)

議長 再開します。

岩瀬副議長から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程3として議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、岩瀬副議長の退場を求めます。

辞職願を朗読いたします。

「美波町議会議長 坂口進殿 辞職願 この度一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。平成24年5月22日 美波町副議長 岩瀬公」以上でございます。

お諮りします。岩瀬副議長の辞職を許可することを賛成とする方は起立願います。

起立多数です。したがって岩瀬副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小休します。

(小休中)

議

長

再開します。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程4として選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

小休いたします。

(小休中)

議

長

再開します。

副議長の選挙を行います。選挙は投票で行うことにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

選挙は投票で行いますので議場の出入口を閉めてください。ただ今の出席議員数は13名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって立会人に丸龍議員及び新開議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。投票用紙の配布漏れはありませんか。

投票箱を点検いたします。投票箱についての異議はなしと認めます。

ただ今から投票を行います。2番議員から順番に投票をお願い

いします。

投票漏れはありませんか。

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。2名の議員、開票立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票票数13票、有効投票数13票、無効票0票です。有効投票のうち

山本議員 6票

寺下議員 3票

向山議員 1票

舩田議員 1票

岩瀬議員 1票

江本議員 1票

以上のとおりです。この選挙の法定投票数は4票です。したがって山本議員が当選されました。

ただ今副議長に当選されました山本議員が議場におられますので、議会規則32条第2項の規定による通告をいたします。

議事の進行により小休いたします。

(小休中)

議長 再開します。

山本議員、副議長になったご挨拶を。

副議長 長 どうもありがとうございました。私も身の引き締まる思いでございます。私は浅学非才の身ではありますが、美波町の抱える病院問題と課題が山積する中で非常に大役を担うわけですが、議長をはじめ皆さん共々一生懸命美波町のために頑張りたいと思いますのでよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

議長 長 小休します。

(小休中)

議長 長 小休に引続き会議を開催いたします。

日程第9 常任委員会委員の選任、日程第10 議会運営委員会の選任、日程第11 特別委員会員の選任を行います。

お諮りします。常任委員・議会運営委員・特別委員の選任については、委員会条例第60条第1項の規定によってお手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。なお現在設置の防災対策特別委員会を委員5人を6人にし、病院事業改革特別委員会を、病院事業特別委員会に改正、また新たに委員5人で構成する公共交通特別委員会を設置することにご異議ござ

いませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって常任委員・議会運営委員・特別委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議長 小休します。

(小休中)

議長 再開します。

議会事業広報特別委員会と申上げましたが、すいません誤りで議会広報特別委員会といたします。

日程第12 海部郡特別養護老人ホーム事務組合議員の選任について、日程第13 海部老人ホーム事務組合事務組合議員の選任について、日程第14 海部衛生処理事務組合議員の選任について 日程第15 海部消防組合議会議員の選任について 日程第16 美波町国民健康保険運営協議会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

お諮りします。

海部郡特別養護老人ホーム事務組合議員の選任について、海部老人ホーム事務組合事務組合議員の選任について、海部衛生処理事務組合議員の選任について、海部消防組合議会議員の選任については議員は議長を充てるととなっております。また美波町国民健康保険運営協議会委員の選任については、委員は慣例で文教厚生正副委員長となっております。

以上のとおり選任することに異議はございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

日程第12 海部郡特別養護老人ホーム事務組合議員の選任についてから日程第16 美波町国民健康保険運営協議会委員の選任についてまで委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

各委員会の選任に農業委員会農業委員の推薦及び監査委員の選任についてを議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

農業委員会の委員の推薦についてを追加日程第5、監査委員

の推薦についてを追加日程第6として日程についかすることに決定いたしました。

追加日程第5 農業委員会推薦の件を議題といたします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は新開議員・岩瀬議員、以上の方を推薦したいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議会推薦の農業委員は新開議員・岩瀬議員、以上の方を推薦することに決定いたしました。

追加日程第6 議案第42号美波町監査委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長

町長 それでは追加提案さしていただく議案のご説明を申し上げます。ご審議いただきますのは議案第42号の美波町監査委員の選任についてであります。監査委員である坂口進氏の退任にともない、議会からご推薦いただきました川尻竹藏氏を議員選出の監査委員として選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。以上簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 総務企画課長

議 長 (議案第42号の説明をする)

議 長 説明が終了しました。質疑を行います。質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第42号美波町監査委員の選任についての採決いたします。

お諮りします。本案原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって議案第42号は原案のとおり同意されました。

お諮りします。以上で本臨時議会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本臨時議会は本日閉会することに決定いたしました。

これで本日の会を閉じます。平成24年第1回美波町議会臨時議会を閉会いたします。

(時に 15時40分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 24 年 6 月 / 日

美波町議会議長

坂口 進

議会議員

丸籠 孝敏

議会議員

永本 善次郎